

4 指 第 6 1 5 号
令和4年12月26日

建設業関連団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

「建設副産物の取扱」及び「建設交通部発注工事における建設発生土の取扱について」の改定について

京都府建設交通部における建設副産物の取扱については、建設工事における再生資源活用を図るため、「建設副産物の取扱」を定め、また、京都府土砂等による埋め立て等の規制に関する条例の施行に伴い、「建設交通部発注工事における建設発生土の取扱について」（平成21年11月）を定めています。

この度、資源有効利用促進法政省令の改正（令和4年9月2日公布、令和5年1月1日施行）及び「令和4年度国土交通省所管事業の執行について」（令和4年4月1日付け国会公第162号：国土交通事務次官通達）を受けて、「建設副産物の取扱」及び「建設交通部発注工事における建設発生土の取扱について」を改定することとしましたのでお知らせします。

記

【改定概要】

1 自由処分の運用の廃止

中丹東土木事務所及び丹後土木事務所管内で、少量（500m³以下）かつ緊急等の場合に限り運用してきた自由処分について、廃止します。

※令和4年11月改定の単価表から自由処分の単価は無くしています。

2 （一財）城陽山砂利採取地整備公社への搬出

南部地域（京都（花背峠以北を除く）、乙訓、山城北、山城南管内）については、（一財）城陽山砂利採取地整備公社への搬出とされていたものを、南部地域（京都（国道162号「御経坂峠」、主要地方道西陣杉坂線「京見峠」及び主要地方道京都広河原美山線「花脊峠」以北が運搬経路となる場合を除く）、乙訓、山城北、山城南管内）とします。

3 再生資源利用促進計画書の掲示

資源有効利用促進法政省令の改正により新たに規定された、再生資源利用促進計画書の公衆

の見えやすい場所への掲示を明記します。

【改定の対象】

令和5年1月1日以後新たに契約を締結する建設交通部の所管する工事及び業務委託に適用し、同日前に契約を締結した工事及び業務委託については、なお従前の例によることとします。

既に契約手続き中で、令和5年1月1日以後に契約する工事及び業務委託については、契約締結後、速やかに受注者に指示するものとします。

担 当	指導検査課 指導係
電 話	075-414-5219